

高額難病治療継続の特例について

① 高額難病治療継続とは

認定となった方の自己負担上限月額を軽減するための特例です。

「高額難病治療継続者への変更申請を行う月以前の12か月」のうち「指定難病に係る医療費及び小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の総額（10割）が50,000円を超える月が6回以上ある」方が該当となります。（支給認定を受けた日以後のもので、その指定難病及び小児慢性特定疾病に関する医療費に限ります。）

② 高額難病治療継続に該当した場合の自己負担上限月額の軽減について

階層区分	患者負担割合：2割又は1割		
	一般	高額難病 治療継続	人工呼吸器 等装着者
生活保護	0円	0円	0円
低所得Ⅰ	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ	5,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ	10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ	20,000円	10,000円	
上位所得	30,000円	20,000円	

※ 変更申請を行い、認定となった場合、申請を受け付けた日の翌月1日から高額難病治療継続の自己負担上限月額が適用されます。
例：10月7日変更申請受付、認定の場合
→11月1日から自己負担上限月額が変更

③ 高額難病治療継続確認方法

(1) 「高額難病治療継続者への変更申請を行う月以前の12か月」を確認してください。

例) 申請を令和5年10月に行う場合 → 対象期間は令和4年11月から令和5年10月です。

(2) 対象期間の「12か月」のうち、指定難病に係る医療費及び小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の総額が50,000円(10割)を超える月が6回以上あるか確認してください。

自己負担上限額管理票での確認方法

令和4年4月					
日付	医療費又は介護サービス費総額(10割)	自己負担額	自己負担累計月額	指定医療機関名	領収印
4月3日	35,000円	7,000円	7,000円	〇〇病院	㊟
4月4日	20,000円	3,000円	10,000円	△△病院	㊟
月 日	1か月の総医療費が55,000円				
月 日					

1か月の医療費（介護サービス費含む）の総額が50,000円を超えること。

自己負担上限額管理票では、「医療費又は介護サービス費（10割分）」欄の金額を合計してください。

50,000円を超える月が、対象期間の12か月のうち、6回以上あることが必要です。

④ 提出書類

特定医療費支給認定変更申請書を記載のうえ、証明書類を添付して提出してください。

証明書類の例) 自己負担上限額管理票のコピー

※自己負担上限額管理票の記載が不十分な場合は、指定医療機関が発行する領収書等（コピーでも可）